

サービス管理責任者等に係る研修について

1 研修過程と受講対象者

研修課程	目的・内容	受講対象者
基礎研修 (4日間)	実践研修の受講資格の取得	一定の実務経験※を有する者 ※従事するための実務経験マイナス2年の時点から受講可

原則、2年間以上の実務経験

研修課程	目的・内容	受講対象者
実践研修 (2日間)	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の資格取得	基礎研修を修了後、実践研修の受講前5年以内に2年間以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験がある者 ただし、例外的に、6カ月間以上のOJTに従事することで受講可能な場合もあります。 ※後ほど「4 制度改正」で御説明

5年度ごと

研修課程	目的・内容	受講対象者
更新研修 (1日間)	資格の更新 (5年度ごとに繰り返し)	実践研修の修了者

実務経験について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験として算定できる事業・施設等は、厚生労働省・こども家庭庁告示に定められたものが対象です。

（例）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業 など

（厚生労働省告示）

- 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第544号）
https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=83aa8498&dataType=0&pageNo=1
- 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの（平成24年3月31日厚生労働省告示第230号）
- https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82ab2794&dataType=0&pageNo=1

ご自身の職歴がいずれの事業・施設等に当たるかご不明な場合は、従事している（していた）事業所等の管理者等へお尋ねください。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲	業務内容	実務経験年数			
		国家資格者※1	有資格者※2	左記以外の者	
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示イ(1)(一)〕	3年以上	5年以上	5年以上	特区は令和3年3月31日廃止
	a 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者				
	b 更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。				
	c 障害者支援施設、障害児入所施設、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者				
	d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者				
	e 特別支援学校において相談支援の業務に従事する者				
	f 医療機関(病院・診療所)において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) (2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 (3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者				
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示イ(1)(二)〕				
	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者				
	b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業に従事する者				
	c 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者				
	d 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者				
	e 特別支援学校等の従業者				
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)、
- (2) 保育士、
- (3) 児童指導員任用資格者、
- (4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
			国家資格保有者*	有資格者※3	それ以外の者
障害児者 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は 児童 (児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	イ 相談支援の業務 自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 【告示イ(1)(一)】	(1) 指定[特定/障害児/一般]相談支援事業、地域生活支援事業の相談支援事業に従事する者	3年以上		5年以上
		(2) 児童相談所、児童家庭支援センター、更生相談所(身体・知的)、福祉事務所、発達障害者支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者 ※旧精神保健福祉法の精神障害者社会復帰施設を含む。			
		(3) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、地域包括支援センター、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、精神保健福祉センター、救護施設、更正施設において相談支援の業務に従事する者			
		(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務に従事する者			
		(5) 学校において相談支援の業務に従事する者			
		(6) 医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等) 2) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者 3) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者			
	ロ 直接支援業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 【告示イ(1)(二)】	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			
		(1) 障害者支援施設、児童入所施設(障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設)、老人福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	5年以上		8年以上
		(2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、保育所、認定こども園、老人居宅介護等事業等に従事する者			
		(3) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所等の従業者			
		(4) 障害者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者			
		(5) 学校等の従業者			
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者			

※1 上記イの相談支援業務及び上記ロの介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者(国家資格の期間と相談・介護業務の期間が同時期でも可)

※2 国家資格者とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士の資格を有し、その資格に基づく業務に3年以上従事している者のことを言う。

※3 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- 1) 社会福祉主事任用資格を有する者(介護福祉士、精神保健福祉士、研修・講習受講者等)
- 2) 保育士
- 3) 児童指導員任用資格者
- 4) 訪問介護員(ホームヘルパー)2級以上(現:介護職員初任者研修)に相当する研修を修了した者

2 基礎研修のみ修了した者の取り扱い

**基礎研修は実践研修の受講資格を取得するための研修です。
実践研修まで修了しなければ、サービス管理責任者・児童発達支援
管理責任者として従事できません。**

（例外１）

令和４年３月３１日までに基礎研修を修了し、かつ、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験を有している場合（基礎研修の修了日から３年以内に限ります。）

（例外２）

正式なサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が同じ事業所等に配置されている場合

（例外３）

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、基礎研修修了者が一定の要件を充足した場合（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から２年間）

【やむを得ない事由による措置でサビ管等を配置する場合は、事前に指定権者へ相談すること】

※後ほど「４ 制度改正」で御説明

3 宮城県における研修実施主体

(1) 宮城県による研修（社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に委託）
基礎研修、実践研修、更新研修、専門コース別研修を実施

(2) 指定研修事業者による研修

①株式会社中川（東北福祉カレッジ）

基礎研修、実践研修、更新研修、専門コース別研修を実施

②株式会社学研ココファン

基礎研修を実施

※開催スケジュールは、各実施主体のホームページ等でご確認ください。

4 制度改革

令和5年6月30日に

サービス管理責任者等研修の制度が一部改正されました

(1) 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

現行制度上、実践研修受講に必要な実務経験は、基礎研修修了後「2年以上」としているが、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」で受講を可能とする。

(2) やむを得ない事由による措置について

やむを得ない事由によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、1年間は実務経験を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、実践研修修了までの最長2年間はサービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験①**(OJT)については、基礎研修修了後「**2年以上**」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には**、例外的に「**6月以上**」の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件②**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験①(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

実務経験要件

研修修了要件

配置要件（原則）

基礎研修
(26h)
修了

実務経験① (OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)
(2年以上)

実践研修
(14.5h)
修了

新 配置要件（例外）

要件① 基礎研修受講時に既に左記実務経験要件
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修
(26h)
修了

要件② 実務経験① (OJT)
(個別支援計画作成)
(6月以上) 【新規】

実践研修
(14.5h)
修了

要件③

個別支援計画の作成の業務
に従事する旨を事前届出

（具体的な業務内容）
利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

サービス管理
責任者等として
配置可
(5年毎に要
更新)

② やむを得ない事由による措置について

- ・ **やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。

